

岩手県告示第212号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和2年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期限
八幡平市国民健康保険西根病院	八幡平市田頭第22地割79番地1	令和5年3月28日
栃内病院	盛岡市肴町2番28号	”
岩手県立中央病院	盛岡市上田一丁目4番1号	令和5年3月29日